

Ai認定診療放射線技師規程

平成23年10月2日制定
平成24年12月16日改正
平成28年2月20日改正
平成28年10月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第4条の目的を達成するために、死後画像の撮影に関する知識や技術の向上と品質の確保ならびに公正を担保し、死因究明等に有用な画像を提供できる「死亡時画像診断(Autopsy imaging)」(以下、「Ai」という。)認定診療放射線技師を認定することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、Aiに関する広い知識と安全で質の高い撮影技術を備え、さらに死因究明等に資する社会的役割を十分に理解している診療放射線技師を対象とする。

第2章 細則

(資格申請条件)

第3条 Ai認定診療放射線技師の認定を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の診療放射線技師免許を有すること。
- (2) 診療放射線技師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有しており、そのうち通算2年以上はAiに必要なCT等の画像診断装置の使用経験を有していること。
- (3) 本会が主催する診療放射線技師基礎技術講習「X線CT検査」、およびAi認定講習会を修了していること。
- (4) 死後画像を検査した経験があること。

(認定申請書類)

第4条 認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) Ai認定診療放射線技師 認定審査申請書
- (2) 実務経験証明書(画像診断装置別)
- (3) 本会診療放射線技師基礎技術講習「X線CT検査」の修了証(写)
- (4) Ai認定講習会の修了証(写)
- (5) 本会指定の死後画像検査の実務経験証明書

(審査の方法)

第5条 Ai認定診療放射線技師を認定するために、学術教育委員会のもとにAi分科会を設置する。

2 審査は、Ai分科会において書類審査により行う。

(報告と認定の実施)

第6条 学術教育委員会は、審査結果を理事会に報告し、本会がAi認定診療放射線技師の認定を行う。

(認定証の交付)

第7条 本会が、Ai認定診療放射線技師として認定した者に対し、Ai認定診療放射線技師認定証を交付する。

2 本会は、前項の認定者をAi認定診療放射線技師名簿に登録し、原則として氏名を本会ホームページにて公表する。

(認定の有効期限)

第8条 Ai認定診療放射線技師認定の有効期間は、認定を受けてから5年間を超えない3月31日とする。

2 第3条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

(認定更新申請)

第9条 Ai認定診療放射線技師の更新を希望する者は、認定を受けてから5年間を超えない3月31日までに更新することができる。

(更新資格基準)

第10条 更新申請者は、次の各号のうち(1)および(2)ならびに(3)または(4)を満たさなければならない。

(1) 第3条の(1)および(2)を満たすこと。

(2) 認定期間内においてAiの経験を有すること。

(3) 本会の指定するカウント数を有していること。なおカウント数については別表-1に定める。

(4) 更新のためのe-ラーニング講習の受講ならびに確認試験に合格をしていること。

2 本会の指定するカウント数は次号のとおりとする。

(1) 平成29年度から平成33年度に更新する者は、更新カウント(必須)および生涯学習カウントの合計で50カウント/5年間を取得すること。

(2) 平成34年度以降に更新する者は、更新カウント(必須)および生涯学習カウントの合計で100カウント/5年間を取得すること。

(更新申請書類)

第11条 更新申請者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本会に提出しなければならない。

(1) Ai認定診療放射線技師認定更新審査申請書

(2) Ai経験一覧表

(3) カウント取得一覧表

(4) カウント取得を確認できる資料等

(認定費用)

第12条 認定および更新に係る費用は別表-2のとおりとする。なお、既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

(学術委員会の責務)

第13条 カウント付与のための講習会として申請したい主催者は、講習内容の詳細を事前に本会に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 Ai 分科会は、申請された書類によって認定審査する。
- 3 学術教育委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、主催者に審査結果を通知する。
- 4 本会が許可した講習会等については、本会ホームページ等にて公表できる。
- 5 許可された講習会終了後1か月以内に、本会へ報告書を提出しなければならない。
- 6 許可した講習会であっても、事後の報告で条件を満たさなければ本会の協議を経て許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする

附則

- この規則は、平成23年10月2日から施行する。
この規則は、平成24年12月16日から施行する。
この規程は、平成28年2月20日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別表-1 内容

	内容	カウント
(1)	診療放射線技師総合学術大会への参加	10
(2)	診療放射線技師総合学術大会等においてAi に関する研究発表(筆頭)	10
(3)	日本診療放射線技師会誌等においてAi に関する原著論文以外の発表(筆頭)	20
(4)	日本診療放射線技師会誌等においてAi に関する原著論文発表(筆頭)	30
(5)	日本診療放射線技師会が主催するAi に関する講演会の受講	5
(6)	日本診療放射線技師会が許可したAi に関する講演会等の受講	5
(7)	日本診療放射線技師会が許可したAi に関する認定等の資格	5
(8)	認定期間内におけるAi の経験	年間10 カウント 最大50/5 年間
(9)	日本診療放射線技師会が許可したAi に関する学会等の会員資格	年間5 カウント 最大25/5 年間

別表-2 内容

	費用(円)	
	会員	非会員
(1)	認定審査料 5,000	10,000
(2)	更新審査料 5,000	10,000